

修士論文に関する取扱要項

第1条 この要項は、福島大学大学院共生システム理工学研究科規程(以下「研究科規程」という。)第12条第1項に基づき、修士論文の作成に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 修士論文の作成にあたっては、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとする。ただし、研究科委員会が学生の研究の継続性、発展性等の観点から、研究指導教員を変更する必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 研究指導教員を変更する必要が生じた場合は、研究科規程第5条第2項により、すみやかに研究科長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、次条による「修士論文題目届」(所定用紙)を提出した日以後の研究指導教員の変更は、原則として認めない。

第3条 学生は、研究指導教員の指導を得て修士論文題目を定め、修了年度の11月30日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに「修士論文題目届」(所定用紙)により教務課に提出しなければならない。ただし、標準修業年限を超えた者で9月修了を希望する者(以下「9月修了希望者」という。)は、5月15日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までとする。

第4条 学生は、修了年度の1月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに修士論文1部に修士論文内容要旨(所定用紙)1部を添え、教務課に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は7月1日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までとする。

第5条 福島大学学位規則(昭和51年5月25日制定。)第8条による修士論文審査委員は主査1名、副査2名とする。

2 前項に定める主査は研究指導教員が、副査は本研究科の教員があたるものとする。

3 本研究科委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

第6条 学位規則第9条による最終試験は、修士論文の審査を終わった後に、その修士論文を中心として口述又は筆記により行う。

2 最終試験は学生が所属する分野に分けて実施する。

3 修士論文の審査及び最終試験は、2月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに終了するものとする。ただし、9月修了希望者については、8月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに終了するものとする。

第7条 学生は、保存する修士論文及び修士論文内容要旨(所定用紙)を1部にまとめ、3月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までに教務課に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は9月20日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日)までとする。

第8条 修士論文作成の細目については、学生の所属する分野の定めるところによる。

附 則

1 この要項は、平成22年7月14日から施行する。

2 学位論文の取扱要項(平成20年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成23年10月19日から施行する。

修士論文審査基準

(1) 研究テーマ

研究内容が学術的・社会的意義を持ち、研究テーマに明確に示されていること。

(2) 関連研究の調査

当該研究に係る関連研究について十分な調査が行われ、それらの到達点や課題に基づいて当該研究の位置づけが明確になっていること。また、文献等は、論文中で適切に引用されていること。

(3) 研究方法

研究テーマに相応しい適切な研究方法が選択されるとともに、資料・データ等の取扱いや分析結果の解釈が妥当であること。

(4) 論文構成

論理的な考察の下で、一貫した論述が展開され、適切な結論が導かれていること。

(5) オリジナリティ

研究内容に新規性ないしは有用性があり、当該研究分野の発展に寄与しうるものであること。

(6) 倫理基準の遵守

研究の実施にあたって、国内外の倫理基準が遵守されていること。

優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮と早期修了に関する取扱要項

制定：平成 29 年 1 月 11 日
共生システム理工学研究科委員会

改正：平成 30 年 12 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この取扱要項は、福島大学大学院学則第 25 条による優れた研究業績を上げた者の在学期間を短縮し（以下「在学期間短縮」という）、標準修業年限を下回る在学期間の課程修了（以下「早期修了」という）に関し必要な事項を定める。

(在学期間短縮)

第 2 条 在学期間短縮とは、博士前期課程及び修士課程にあっては 6 ヶ月あるいは 1 年を、博士後期課程にあっては 6 ヶ月、1 年、1 年 6 ヶ月、2 年を標準修業年限から短縮することをいう。

(申請手続)

第 3 条 在学期間を短縮し、早期修了を希望する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、共生システム理工学研究科長（以下「研究科長」という）に願い出なければならない。

- 一 在学期間短縮希望届（別紙様式 1）
- 二 在学期間短縮審査に関する申請書（別紙様式 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5）

なお、在学期間短縮希望届は修了を予定しているセメスターの一つ前のセメスターの履修登録期間に、在学期間短縮審査に関する申請書は 3 月修了を希望する者は当該年度の 7 月 20 日^(注1)（9 月修了を希望する者は前年度の 1 月 20 日^(注1)）までに申請する。

(審査委員会の設置と認定審査の付託)

第 4 条 研究科長は、在学期間短縮審査に関する申請を受理したときには、優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮を審査する委員会（以下「在学期間短縮審査委員会」という）を設置する。

- 2 研究科長は、在学期間短縮審査委員会に認定審査を付託する。

(在学期間短縮審査委員会の組織)

第 5 条 在学期間短縮審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 申請学生の指導教員 1 名
 - 二 教務委員長
 - 三 一及び二の者の他、学生が所属する分野あるいは領域の教員 2 名
- 2 在学期間短縮審査委員会に委員長をおく。研究科長は、学生が所属する分野あるいは領域の教員 2 名のうちから委員長を指名する。
- 3 委員長が必要と認める場合は、第 1 項以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審査及び結果の報告)

第6条 在学期間短縮審査委員会は、申請書類に基づき審議し、認定可否の審査結果を出す。

2 委員長は、在学期間短縮審査委員会における認定可否の審査結果を、3月修了を希望する場合は当該年度の9月第1週（9月修了を希望する場合は前年度の3月第1週）までの共生システム理工学類運営会議に報告する。

(審査結果の決定)

第7条 研究科長は、3月修了を希望する場合は当該年度の9月第2週（9月修了を希望する場合は前年度の3月第2週）までの共生システム理工学研究科委員会において、認定可否の審査結果を提案し、審議・決定する。

(学位論文の提出及び審査)

第8条 在学期間短縮が認められた者の修士論文又は博士論文の審査日程及び審査基準は標準修業年限により修了する者と同じとする。

(単位の認定)

第9条 在学期間短縮が認められた共生システム理工学専攻博士前期課程の者は、修士論文研究IV、博士後期課程の者は、共生システム科学特別研究、環境放射能学専攻修士課程の者は、修士論文研究IIIの単位認定は、修士論文又は博士論文の審査に合格した者に限り行うものとする。

(その他)

第10条 この取扱要項を改正しようとするとき、あるいは実施に関して疑義等が生じた場合は、教務委員会において協議し、共生システム理工学研究科委員会の議を経なければならない。

(注1) 土曜日に当たるときは翌々日、日曜日に当たるときは翌日

附則

この取扱要項は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1. この取扱要項は、平成31年4月1日から施行する。

2. この取扱要項による改正後の優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮と早期修了に関する取扱要項の規定は、平成31年度入学生から適用し、平成31年3月31日から引き続き在学する者にあっては、なお、従前の例による。